令和 7年11月28日 環境まちづくり委員会（未定稿）

午前１０時３０分開会

〇桜井委員長　皆さん、おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

毎回のことで大変恐縮ですが、傍聴者の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなども、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器使用も認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届は出ておりません。

本日の日程をご確認いただきたいと思います。報告事項とその他になっておりますが、この日程どおりに進めてまいりたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇桜井委員長　それでは、ありがとうございます。それでは、進めてまいります。日程１の報告事項に入ります。

初めに、（１）番、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）について、執行機関からの説明を求めます。

〇村田道路公園課長　それでは、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）についてご説明させていただきます。資料番号、環ま０１－１、環境まちづくり部資料１－１、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）についてをご覧ください。

和泉小学校・いずみこども園等施設、長いので、以降、施設と申し上げさせていただきますが、竣工から３８年と老朽化が進行していることから、子ども部が中心となり和泉公園との一体的整備の検討を進めてまいりましたが、このたび、考え方と今後の方向性について、一体的整備構想（素案）として取りまとめましたので、１２月にパブリックコメントを実施いたします。意見公募期間は１２月５日から２２日までとなります。これを踏まえ、１月に構想を策定し、３月に都市計画変更（案）の縦覧を行う予定です。

続きまして、本構想のポイントについて、資料番号、環ま０１－２、環境まちづくり部資料１－２、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）概要版をご覧ください。

ポイントは大きく２点ございます。

１点目は施設敷地と公園敷地の入れ替えです。現在の公園施設に新たな施設を建てることで、仮施設を設けず、１回の引っ越しで現施設から新施設への移転が可能となり、児童等への負担軽減を図ることが可能となります。これを実現するためには、都市計画変更の手続きが必要となってまいります。新施設を建設し、現施設が解体され、新たな公園を整備するまでの数年間は公園としての利用ができなくなるため、代替機能の確保に取り組んでまいります。

２点目は公園の面積・機能と教育環境の両立です。現在と同様に、校庭としても利用する人工地盤を一部公園敷地に張り出すことで、面積とセキュリティが確保された校庭を人工地盤上で整備します。また、人工地盤の下は屋根付広場や教養施設などの施設との一体的整備を生かした公園機能の拡充を進めてまいります。公園についての具体的なしつらえは、検討は今後となりますが、公園づくり基本方針に基づき、近隣の住民や町会との意見

交換などを重ねながら、地域に愛される公園整備を目指してまいります。
　説明は以上となります。
○桜井委員長　はい。説明を頂きました。大変大切な敷地の活用ということでのご提案でございます。
　それでは、委員の皆さんからご質疑がございましたら頂きたいと思います。
○小林委員　まず、今の現状から、交換することによって、いろいろなよい点もあると思うんですけれども、前から少し、これ、道路公園課なので、お願いしたり検討を依頼していたんですけれども、ここ、公園がずれる、それから学校の位置がずれるということで、人流、要するに人の動線が動くんですよね、当然。そのときに、今ある学校の通学路における信号の位置、何というのかな、交差点という位置が、このままでいくとちょっと不便になる可能性があるんですね。公園を使うよりも学校を使う人のほうがそもそも多いので、人の流れが。
　そのときに、動いたときに、それを検討しておかなくちゃいけなくて、前から私はお願いしているんですけれど、私、うちの会派でもお願いしていますけれども、信号、今信号のあるところと、この佐久間学校通り自体が信号が真ん中に一つあるんですね。あとは横断歩道だけです、横断歩道付の信号一つだけ。ただ、そこの位置はちょうど両方の道路、要するに台東区側と、それから秋葉原側の中の１本なんで、信号はほかにつけることはなかなかできない。今、距離的にも狂っちゃうんで。信号じゃなくてもいい、信号とは言わなくて、今ここで言う、この構想の素案の２８ページの右が、佐久間学校通りの右が、今、芝生公園、広場と書いてある今現状のところですね。その反対側に、ここにお稲荷さんがあるんですよ、お稲荷さんが。分かりますか。分かる、ここの。
○桜井委員長　えっ。分からないな。どこ。
○入山副委員長　この辺り……
○小林委員　この２８ページの右側のところにお稲荷さんがあるんですね。ここのお稲荷さんは隣の日通との間にありまして、このお稲荷さんも当然皆さん参拝されているんですけど……
○桜井委員長　こっちだね。
○小林委員　ここに、ちょうどここの前が通りなんですよ。この前がちょうど隅切りになっていますよね、よく見ると、この前の前の通りですね。隅切りになっているところ、ここから向こうへ行く、こう横断歩道を検討してはということが地元からも要望が出ていて、それと、今現状あるのは学校のところ、いずみパークサイドプラザのほうのところにある信号なんですね。ここに一つ、今後は、これ、学校が変わるので、学校の位置が変わるので、その辺の検討は今からしないと、要するに交通政策って千代田区だけじゃできないんで、これは本庁の話なので、その辺は検討をされているのかどうか、その辺は少し確認をしておきたいと思います。
○村田道路公園課長　ただいま頂いたご質問についてですが、これまでの検討の中でも、検討、調査の中で、現状の利用者動線の調査というものも行っております。こうした現状を踏まえて、今おっしゃっていただいたような学校の利用者、あとは病院も近くにありますので病院の利用者、あとは今おっしゃっていただいていますのは参拝の方とか、いろいろな目的を持ってこの場所に来られる方がいらっしゃると思いますので、それが換わった

ときに、どういうふうに動線が変わっていくのかというところをしっかり予測をしまして、便利な位置に横断歩道や信号が立てられるよう、警察とも協議しながら検討してまいりたいというふうに思います。
〇小林委員　道路を造っているのは千代田区なんですよ、ここは区道なので。これは非常にね、課長の来られる前に、もうこの道路はできちゃっているんだけど、自転車道が右側にあるんですけれども、左側の、まあ言わば学校側は自転車道をちゃんと造って、右側はナビラインなんですね。ナビラインのほうは、今の言っている公園の反対側、ナビラインのほうのところは、ここの隅切りのところで切れちゃうんですよ。何で切れちゃうのかというと、その先が狭いからナビラインがつくれないんですよね。
　そこで、自転車をどうするんだと、ナビラインを走ってきた自転車をどうするんだということを言われると、どうするの。ナビラインで自転車が走ってきて、次のところはナビラインがないんですよ。なおかつ車道は狭くなる、歩道はほとんどない、１人か２人しか歩けるところは、じゃあどうするんですかということなんですよ。どうすると思いますか。
〇村田道路公園課長　調べられている、その狭い道路に対して自転車と歩行者をどのようにすみ分けて安全に通すかというところは、ここに限らず課題なのかなと思います。特にこの場所は途中で切れてしまっているというところから、ただ、ここで止まってくださいというわけにはいかないと思いますので、ちょっと今頂いたご意見を踏まえて、庁内でも検討して、自転車の方も、どうすればスムーズに通ることができるかというところを考えてまいりたいと思います。
〇小林委員　それはもう既に考えておいてもらわないと困るんだけど、現状ね、もう既にそういう道ができちゃっているんで、歩道と車道がすみ分けられてできちゃっているんで、現状は自転車はナビラインを通ったら渡っちゃうんですよ、今は。ナビラインはないし、歩道の中に入っていっちゃうんですよ。そこが危ないんで、一旦そこを、要するに横断歩道をつくって止まってもらおうと。そうすれば歩道のほうに行ってもらう、そこは降りて引いてもらって、歩道の広いところまで行って乗ってもらう。もしくは、そこの横断歩道を渡って自転車道のほうへ行ってもらうというのが、普通は合理的だし、安全だろうといって、いろいろ地元から意見をもらっているんですね。その辺も含めて確認を、現場を確認しながら、ここに入っている地元の声というのは施設の声で、そういう外の声が入っていないんですよ。外見の道路をどうするかという意見は入ってないんです。そこは、でも建物だけつくればいいという話じゃなくて、安全な動線もつくっていかなくちゃいけない。
　要するに、児童の通学路であり、ここのところはこの前も指摘しているんですけれども、日通の本社の出入口でもあるんですよ。日通の社員もここをすごく歩くので、その他、ほかの保育園、今保育園じゃない、こども園、こども園の人は、そこのナビラインを通って信号無視をするんですよ、かなりの人が。それもご指摘させていただいているんですけど、その辺はいまだに改善されていませんので、それもこの機会に、いい機会なので、要するに動線をいじれる最後の機会だと思っているんで、この辺は今からしっかりと課題として、検討課題として上げて、当たっていってほしいと思うんですけれども、現場確認をしながら。その辺はいかがですか。
〇村田道路公園課長　今回、小林委員から頂いたご意見というのは、この施設と公園だけをスポットとして見るのではなく、もう少し広い範囲に視野を広げて、まち全体としてい

いつくりになるようにというような視点でのご意見だと、はい、受け止めました。今、貴重なご意見をお伺いしたと思いまして、ぜひそこは、我々も現地をまずはつぶさに観察させていただいて、世の中、現状どういうことが起きているのかと、そこをしっかり受け止めた上で、そういう広い視点で今後検討していくというところを、関係部署とも連携しながらやっていきたいというふうに思います。

○小林委員　これ、警察の本庁扱いで、ここに、もう３年ぐらい前になるかな、本庁に、ここに横断歩道をつくってほしいという依頼をしたまま、今、棚上げになっています。万世橋警察署の署長にも言っているんですけど、これは本庁課題なので、本庁のほうの（聴取不能）今の署長は、（聴取不能）については、そういう、一旦警察、言わば都議会経由で警察にも行っている話なんで、初めて聞く話ではないと思うんです、警察のほうも。もちろん部署も、そこの対策というか、かなりの部分、どうなっているか、（聴取不能）ないですけれども、そういう地元から声が上がった話なので、その辺ももう一度確認しながら進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○村田道路公園課長　先ほど私も答弁の中で申し上げさせていただきましたが、そういう横断歩道だったり信号、いわゆる交通ルールというものの形態を変えていくには、警察の協力なしではなし得ないという認識を持っておりますので、今、３年棚上げということも受け止めまして、警察ともしっかり会話をして、まちづくりを進めてまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長　いい機会だからね。今まで課題として上げられていたことも含めて整備してくださいよ。

　この件、何かありますか、ほかに。よろしいですか。

　大坂委員。

○大坂委員　和泉小学校の建て替えがようやく進みつつあるのかなというところで、現地で入れ替えることによって、その代替の校舎を造らなくていいというのはいいことなのかなとは思うんですけれども、その一方で公園が長い期間使えなくなるというのが道路公園課としての課題なのかなと思います。素案の中には、その代替公園の必要性というのがうたわれていまして、四つほどを検討されているというところなんですけれども、和泉公園自体がかなり広い公園で利用者も多いというところで、この四つの公園で十分足りるという判断をしているのか、それともやっぱり手狭感はあるのか、その辺りの判断というのは、現時点ではどのように捉えているんでしょうか。

○村田道路公園課長　面積だけで言えば、四つ足しても今の和泉公園の規模には足りていないのかなというふうに思います。その分、機能を充実させることで代替できないかなというふうに考えております。

　例えば、現状、和泉公園にはこどもの池がございまして、非常に夏は人気の施設というふうになっておりますが、ではそのこどもの池に代わる施設を、どこに、どういうふうに設けていくのか、そういったことを一つ一つ丁寧に考えてまいりたいというふうに思います。

○大坂委員　ありがとうございます。やはり小さいですけど、数がそれなりに分散して近くにあるというところなので、それぞれの特徴をうまく道路公園課のほうで検討していただいて、今、子どものじゃぶじゃぶ池の話がありましたけれども、子どもたちの年齢層に

よってすみ分けをするですとか、そういった運用も考えられますし、キャッチボールができるところがこの中にどこかあるよとか、そういったすみ分けもできるのかなと思いますので、根本的なところから、ただ土地があるよというだけじゃなくて、その中でどういったものをどこにつくってというところまでを含めて、しっかりと検討していただくと、狭い中でも充実したスペースにはなっていくのかなと思いますので、その辺の検討をしっかりとやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

〇村田道路公園課長　大変貴重なご意見をありがとうございます。おっしゃるとおり、場所によってできること、できないことというのがそれぞれ異なってくると思いますので、その辺はしっかり、一つ一つの条件を確認しながら、それぞれに機能を分散させて、全体で今の和泉公園の機能をいかに保てるかというところを検討してまいりたいというふうに思います。

〇桜井委員長　ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇桜井委員長　じゃあ、次、行きますよ、はい。

２番目、千鳥ヶ淵公園の整備について、報告してください。

〇村田道路公園課長　続きまして、千鳥ヶ淵公園の整備について、資料番号、環ま資料０２、環境まちづくり部資料２、千鳥ヶ淵公園の整備についてをご覧ください。

千鳥ヶ淵公園は、麹町一丁目及び一番町地先の内堀通り両側に位置する、南北に細長い形状の公園です。遊具やこどもの池で遊ぶ子どもたちだけでなく、散策やジョギング等を楽しむ大人たちにも広く親しまれております。しかし、本公園にはバリアフリー化が不十分な箇所があること、遊具の老朽化が進行していること、子どもと皇居ランナーが混在して衝突するなど、危険な場面が生じることなどの課題を抱えておりました。

そのような状況の中、公園に隣接する土地を三菱地所レジデンスが開発することとなり、公園の改修について調整を行った結果、連携して整備を行っていくこととなりました。

今年度は、地歴調査や埋設管状況調査など、今後の検討に必要な基礎資料の収集等を行い、来年度から設計業務を進めていく予定でございます。そのために必要な予算計上もしておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

〇桜井委員長　この件について、ございますか。

〇春山委員　幾つか確認させてください。

一つは、ここの整備に当たって、イギリス大使館とどのような協議なり、すり合わせをされているのかというのが１点で、もう一つは、ちょっと大きなところからなんですけれども、番町のまちづくり懇談会の中で、イギリス大使館の方も出席されたりしていて、この辺りを番町としてどうしていくのかみたいな意見も、その中では出ていました。この千鳥ヶ淵公園の沿道の整備のことしか書かれていないんですけれども、ここにある、隣の既に整備されている環境省の公園の在り方であるとか、ここに４番、④となっている千鳥ヶ淵の小公園のところもかなり鬱蒼とした木が多くて、子どもたちも遊んではいるけど古い遊具で、近隣の方々が憩えるような公園のスペースにはなっていない。

で、この辺りの方々、朝とかにお散歩されて、皆さん、どこかで、カフェでお茶をしたいとか、そういう意見もすごい多いんですけれども、外でお茶が飲めるのは一番町の交差

点に向かうベローチェの外だけで、そこぐらいしか憩える場所がないというところで、この全体の配置に、これだけのマンションと住民を抱える中で、ここのエリアの在り方がどういうふうに設計、デザインしていくかということが、住まわれる方々にとても重要な場所になっていくと思うんですけれども、そういった視点での協議なり検討はされているんでしょうか。

〇村田道路公園課長　まず１点目、イギリス大使館のほうとも、今、会話をさせていただいているところでして、大使館のほうから、まず舗装をきれいにしてほしいというようなご要望を受けております。今回整備することによって、歩きやすい道と散策路というものも一つ検討課題になっていくのかなというふうに考えてございます。

　また、２点目ですが、検討は今後開始していくというところなので、今は、まだ具体的な内容は決め切れていないところではあるんですけれども、今ご意見いただきましたようにその憩いの場であると、憩いの場がこの近辺に少ないというところは、これを踏まえまして、今後検討を進めていきたいというふうに思います。

〇加島環境まちづくり部長　少し補足させていただきます。

　公園の整備等に関しては、おととい、昨日もあった公園の関係では私も答弁させていただいたとおり、今後、地域の方々の意見も踏まえながら整備の計画は立てていくということですので、今、春山委員が言われた意見だとかも踏まえまして、地域の方がどう考えているかというところも踏まえて検討していく必要があるだろうなと。で、それを公表しながら、こういう公園になりますよというので、その後、ルールだとかという話もあると思うんですけれども、また一方で、憩える場というのは、ただ単にその場所があるのか、また、想像されているのは、もしかしたらカフェだとか、そういったところの併設だとかということになってくると、さらに営業の問題だとかもありますので、そういったものを地域の方が要望されたときに、どのような形でできるかという検証はかなり慎重に行っていく必要があるのかなというふうには思っております。それも、そういったことも含めて検討していく必要があるんだろうなというふうに思います。

　イギリス大使館さんに関しては、実は隣の、今、青く塗っているところを地所レジデンスさんが買い取る前にもお話、まちづくりのほうでもいろいろとお聞きしました。やはりあそこの使い方だとか、ただの通路になっている、ぼこぼこになっているだとか、そういうことじゃなくて、イギリスふうのそのガーデンだとかということで、いろいろご提案もしていただいたところがありますので、そういったご意見も踏まえながら検討していくということが大事だと思っています。

　また一方で、その地所レジデンスのところに関しましては、自分たちの敷地のところだけではなくて、前の公園を整備することによって、自分たちのその敷地も踏まえた一体的な、遊べるだとか憩える空間にしてほしいという要望もしておりますので、かなりいい空間ができるのではないかなというふうに思っていますので、今後、そういったところをしっかり捉えてやっていきたいなというふうに思っております。

〇春山委員　ありがとうございます。海外に比べて日本の住宅地の顔というのが、やっぱりすごい貧弱であるという指摘が多い中、日本を代表するエリアとして、パークＰＦＩの手法なども慎重に検討していただきながら、このエリア全体の中で、この整備をどう位置づけるかというのをきちんと検討していただきたいなと思います。

〇加島環境まちづくり部長　まずは今年調査ということで協定も結ぶという形ですので、来年度以降、細かいところは来年度以降になってしまいますけれども、しっかりと取り組んでいく必要があるというふうな認識でございます。
〇桜井委員長　ほかにありますか。
〇小林委員　まず、地理的なことを教えていただきたいんですけれども、今、②の部分を民間整備をしていただくと、これは地所にやってもらう、レジデンスにやってもらうんでしょうけど、地所のここの部分というのは、今、現状何なんですか、２－１というのは。
〇桜井委員長　土地の所有ということ。
〇小林委員　所有権と、それと、今はどういう整備を誰がやっているんですか。
〇村田道路公園課長　ここの部分は、底地は国のものですが、表面の管理は区が行っているという状況でございます。
〇小林委員　で、敷地の位置は、このブルーのところを全部、その反対側が地所の土地ですか、国の土地があって、こっちは。位置関係ですよ。
〇村田道路公園課長　このブルーの部分は千鳥ヶ淵公園のエリアになりますので、こちらは先ほど申し上げたように国の土地で、区が管理をしているというエリアになります。で、三菱地所レジデンスさんはその隣の、このブルーのエリアの、この図で言うと、左隣ですね、の部分を民間開発するというところで、自分たちのこの前面の部分もきれいにしたいという思いから、このたび、連携をして整備をしていくということになりました。
〇小林委員　ちょっと、このつくり方が非常に理解を苦しめているんですけど、②のところって砂利道になっているでしょう、ですよね、公園でも何でもなく道ですね。
〇村田道路公園課長　公園です。
〇小林委員　公園というの名の道ですね。そうですよね、それはそれでいい。
　それで、公園という名の道はいいんですけれども、これ、三菱地所がやっていただけるのは、これ、総合設計制度に合わせてご協力をいただくのは、これは大変結構なことなんですけど、これをつくってもらう、国の土地の上に三菱地所が整備をしていただいて、管理、そこに三菱地所の、極端ですけど、お金が入るわけですよね。何をつくるか分からないという、これからの計画で。そのものはどこが譲り受けるんですか。管理は千代田区が、国の土地だから、国が譲り受けるんですか。この部分を、区が譲り受けるんですか。というのは、後の管理の話を聞きたいんですよ。所有者が責任を持つ、この道については。ここで、要するに極端なことで事故が起きた、何が起きたといったら、責任は、これはどこに行くんですか。
〇村田道路公園課長　管理協定については、今後、また三菱地所レジデンスさんとも協議をしていくところでございますが、今、小林委員のご心配されているような、ほったらかしにされるとか、そういうことがないような形で、今後協議を進めてまいりたいというふうに思います。
〇小林委員　これ、やってもらうのはいいんだけど、その辺をしっかりしておかないと、どこが責任になるか分からないと一番困ると。一番困るんで、その辺をしっかりやってもらいたいと思います。
　それと、この地所と一体開発をするわけでしょう。そうすると、ここの②と③の差というのは出てくるんですか。

例えば、②は非常にすばらしい、地所がお金出すんで、レジデンスが出すので、すばらしい道ができて、すばらしい公園になるんだけど、②は区がやるわけでしょう。あ、③、ごめんなさい、②は地所がやって、③は区がやるんでしょう。この差が出ないようにやるんですか、これ一体的な道ですよ。金を出してくれる三菱地所レジデンスは、自分の建物があるからすばらしいものにしちゃうと、こっちは区がやるから、いや、あの松竹梅でいくと、地所のほうは松で、梅が千代田区だとなっちゃったら、ちょっとおかしいことになるでしょう。その辺の一体性というのは、やっておかないと、一度、こういうせっかく整備するのに、あんまり意味がなくなっちゃうんですよね。その辺は、どういうレベル感でやるのかというのは、そこを確認したいんです。

〇加島環境まちづくり部長　先ほど申し上げたように、土地の地所への売買の前から英国大使館の方々ともお話をさせていただいております。今、委員の言われるような、逆に区のほうとしては、ここはすばらしいところにしたいと、それに合わせてくださいというのが今回ということです。地所が、地所さんがどれだけのお金をかけてやってもらうと、いや、そういうものじゃなくて、そんなものじゃなくて、もっとこういうレベルでやってもらいたいんだという意気込みでここはやるというところですので、そこら辺はご心配なくでいいかなというふうに思います。

〇小林委員　すごくいいですね、先ほど春山委員が言ったように、まちのレベルを上げていくというときに、道なんかはね、途中で切れちゃって、よく千代田区ってやるんですよ。台東区と千代田区の間で、台東区のところはすごくきれいに造っているのに、千代田区に来ると急によくなくなっちゃったりするわけですよ。中央区もしかり。そういうことがね、気になるのよ、区民って。だから、その辺はせっかくここを整備するのに一体化の整備、今言われたように千代田区がしっかりやって、それに合わせるようなことを、一体化の整備をしていくことによって、まちのやっぱりレベルが上がっていくというんで、この辺は、その辺をしっかりやってもらいたいと思うんです。確認の意味で、よろしくお願いしたいと思います。

〇村田道路公園課長　先ほどからまちづくりという話が本日のテーマになっているようなところでもありますが、やっぱりその辺の全体感、一体感というところはまちづくりにとって欠かせないものだと思いますので、しっかりそこは認識した上で、今後の検討を、レジデンス側とも連携しながら進めてまいります。

〇桜井委員長　ほかにありますか。

〇入山副委員長　今回、千鳥ヶ淵公園の整備ということで、⑤番の部分について、ちょっと特殊な場所でもあるので、こちらは普通の公園という位置づけではなく、憩いの場所みたいな形の公園という意味合いでよろしいんでしょうか。

〇村田道路公園課長　はい。こちらはお壕に面しているというような特色ですね、地理的な特色を踏まえて、例えば視点場を設けるとか、そういった検討も今後していく中で、この公園に人が集まっていただくような仕掛けを考えていきたいなというふうに思います。

〇入山副委員長　遊具も少ないようなイメージではあると思うんですけども、春には千代田区の商工関係の方々がたしかさくらまつりをここで行われていると思うんですけど、僕も何度か行ったことがあるんですけど、やっぱり舗装が大分悪いというのは聞いているんですけども、そこら辺の、もちろん直すこともあると思うんですけど、またこの中に、マ

ラソンランナーが走るということが書いてあるんだけど、今までそういうことがあったんでしょうか。
○村田道路公園課長　特段、舗装が悪くてつまずかれたりだとかそういう方は、大きく報告としては伺ってはいないですけれども、今後、より今は健康志向も高まっている中でランナーも増えていったりで、増えていくことで、つまずきだけじゃなくて、ぶつかり合ったりだとか、そういったことも懸念されるところでございますので、そういったところに配慮した形状等を検討してまいりたいというふうに思っております。
○入山副委員長　皇居ランナーが公園内を走るということを想定してつくるわけではないということでよろしいんですよね。
○村田道路公園課長　すみません、ちょっと誤解があったかもしれないんですが、皇居ランナーがここを通るというのは前提として検討を進めていきたいというふうに考えております。
○入山副委員長　検討を進めると。
○村田道路公園課長　はい。
○桜井委員長　はい。
　大坂委員。
○大坂委員　今、⑤番のところで皇居のランナーという話もありましたけれども、実際、最近私は膝が痛くてあまり走れていないんですけれども、皇居を回っていると、ここを走りたくなるんですよね。やっぱりアスファルトをずっと走っている中で、土の部分が出てきたりとか、森の中だったりだとかいうのを走りたくなるというのは、これは必然的なことなのかなと思っています。
　で、そうしたときに、やっぱり歩道と公園が今は分かれているじゃないですか。これを一体的に全部してしまって、公園のスペースを広くして、走ることが大前提で整備しちゃったほうが、もしかしたら事故が少なくなっていくのかなということも思ったりはするんですけれども、そういった考え方というか、もう広く、歩道も潰してしまうというようなことも視野には入っているんでしょうか。
○村田道路公園課長　はい。我々もアイデアとして、今そういうところを持っておりますので、道路を管理している東京都とも、そこは調整していきながら、はい、進めていきたいと思います。
○大坂委員　できれば、そういった形でやっていただくと、もう面積も広くなりますし、いろんなことも考えられると思いますので、ぜひそこは強力に進めていっていただければと思います。
○村田道路公園課長　はい。貴重なご意見をありがとうございます。道路と公園というところをうまくかみ合わせることで、１足す１が２以上になるというようなこともあるかもというところも見据えた上で、はい、検討を進めてまいりたいと思います。
○桜井委員長　ほかにありますか。
○小野委員　もう様々出たんですけど、この⑤番のところにある、土手側にある、いろんな植栽があると思うんです。その植栽のところって、枯れると本当に見られないぐらい、ちょっと残念な感じになって、よく苦情を私頂いて、都度、道路公園課の方にやってもらっていたんですけれども、特に多いのが、ササが根を張ってしまって、ほかの植物が枯れ

てしまったりですとか、あと、蔦関係がどうしても成長するのが早くて、それがほかの植物を覆ってしまうとかいうことがあって、やっぱり見に行くと、結構それによって枯れてしまうんだなというのはよくあるんですけれども、その辺りのその植栽の選び方とか、そういったものも今回は一体で考えられるということでよろしいんでしょうか。

○村田道路公園課長　今、小野委員がおっしゃったように、確かに植物が伸び切ってしまっているという現状もあろうかと思いますので、いかに植物も含めて管理のしやすさ、それが今後の、この公園に限らずテーマとなってまいると思いますので、しっかりその辺も踏まえた上で、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○小野委員　はい。ありがとうございます。

　加えて都道のところに、都道沿いに桜がたくさん入っていると思うんですけれども、桜の根上がりで、いわゆる、あそこは大きい石畳になっていると思うんです、イギリス大使館の前って。あれは一度、何枚か貼り替えてもらったんですね、都に。ただ、何度やっても、どうしても桜の根が張ってくると、それが少しずつ浮き上がってくるという状況がありますので、そうしたところも、桜はすごくきれいでありがたいんですけれども、そうした特性というところも少し考えた上で、全体を、ぜひともしっかりと見直していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○村田道路公園課長　ご意見、どうもありがとうございます。千代田区は、やはり桜というものが一つ売りの花でございますので、大切に扱っていきたいなという思いを持ちながら、その根上がりというところに対して、どのように対応していけば問題が顕在化しないかというところを考えていきたいなというふうに思います。

○桜井委員長　よろしいですか。ほかにいいですか。

　私から１点、この三菱地所さんのところというのは史跡がありましたよね、史跡が。恐らく、ここの歩道のところの工事をするときなんかも、当然そういうものが出る可能性というのが大いにあるでしょうから、十分に気をつけていただいて、頭に入れていただいて工事をしていただくようにお願いしたいと思います。よろしいですかね。

○村田道路公園課長　はい、本当に貴重なご意見をありがとうございます。やはり、この改修によって、貴重な区の、国の財産を傷つけてしまうということは本末転倒なことだと思いますので、今頂いたご意見をわきまえて、検討、工事を進めてまいりたいと思います。

○桜井委員長　この件、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　じゃあ、次に行きます。

　３番目、歩道における日よけ設置の取り組みについて、報告してください。

○村田道路公園課長　委員長、道路公園課長です。

○桜井委員長　はい、道路公園課長。忙しいね。（発言する者あり）

○村田道路公園課長　続きまして、資料番号、環ま０３、環境まちづくり部資料３、歩道における日よけ設置の取り組みについてをご覧ください。

　今年の夏も非常に暑い日が続きましたが、来年以降も、同様に夏は厳しい暑さが想定されます。こうした状況の中、熱中症を防ぐためには体調管理が非常に大事ですが、道路上を歩いていると、強い日差しを避ける場所が少なく、逃げ場を見つけるのが難しいのが現状です。消防庁の調査によりますと、道路上での熱中症は住居に次いで２番目に多く、近

年、さらに上昇傾向にあるとのことです。こうした課題を踏まえ、ＪＲ御茶ノ水駅、お茶の水橋口前の交差点に試行的に日よけを設置いたします。

イメージ図のとおり、片持ち式の日よけを２基、背中合わせに設置する予定です。屋根は巻き取り式であり、強風や積雪時には収納が可能となります。また、足は直接地面に埋め込まず、脱着可能でございますので、柔軟な運用が可能となります。さらに、支柱にはクッション材を巻き、衝突による事故防止にも配慮いたします。年明けの１月上旬に埋設物調査を行った後、設置工事を行う予定であり、本年夏の本格運用に向けて、構造的な安定性や運用方法等について検証を進めてまいります。

説明は以上となります。

○桜井委員長　この件についてご質疑がありましたら頂きます。

○富山委員　説明ありがとうございます。これについて、区道により設置と書いてあるんですけど、それ以外に、何かここに設置した理由というのはあるんでしょうか。

○村田道路公園課長　まずは我々が管理する区道でというところを前提に考えたときに、やはり利用者が多いところで、特に交差点で信号待ちをする間に暑さを感じる方が非常に多いのかなというところを考えた結果、こちらの場所を選定させていただいたというところでございます。

○富山委員　私自身、大学時代も社会人時代もこの付近に住んでいたので、この信号待ち、この写真にもあるとおり、横断歩道がいろんなところから来ている場所で、すごい人通りが多くて、さらに駅も御茶ノ水駅があるから、皆さん御茶ノ水駅の陰に隠れて待っているというか、待ち合わせをしたりとか、信号待ちをしたりとされている状況なので分かるんですけど、設置された理由は分かるんですが、すごい人通りが多い場所で、さらにここに日陰があると、ここで立ち止まる方も増えてしまう可能性があって、ちょっと危険かなと思うんですけども、その辺りはどう考えられているんですか。

○村田道路公園課長　大変貴重なご意見をありがとうございます。その辺も含めて、まず、現段階での試行という形で、どのような利用をされるのか、冬なので、夏ほどではないのかもしれないんですけども、それによって動線がどう変化していくのかとか、その辺もしっかり観察した上で、今後、夏にどういう形があるべきなのかというところを考えてまいりたいというふうに考えております。

○富山委員　１月上旬に埋設物か。で、通行量調査は、この冬の寒い時期の通行量とは、多分春先、夏にかけては全然違うと思うので、それも加味して考えていただけることをお願いします。これに、設置に当たって、近隣町会のご意見などは聞かれたんでしょうか。

○村田道路公園課長　まず、ご意見を頂きましたように、季節が、本格運用する夏と冬とでは違うということはしっかり認識した上で、現状を観察してまいりたいというふうに思います。

また、設置に当たりましては、近隣の町会、あとはＪＲさん、ＪＲの御茶ノ水駅の駅長さん等にも説明させていただきまして、了解をいただいているというところでございます。

○富山委員　町会の方にもご理解いただいているのでということで、よかったです。

もう一つ、先ほど設置のほうも簡単というふうにおっしゃっていたと思うんですけど、倒れるとかいう危険性というのは考えられているんでしょうか。

○村田道路公園課長　はい。そちらは、この日よけテントというものをなりわいにしてい

る専門のメーカーと綿密な協議を行った上で、構造的安定性というところは、しっかり事前研修はしているところですので、倒れるという心配は、まずないかなというふうには考えておりますが、ただ運用面で、強風が吹くと、それにあおられてとかという場面が出てくると思いますので、そこをちゃんと我々がしっかり運用できるかどうかというところのテストも、今回の試行として考えているというところでございます。

〇富山委員　最後になります。どうもありがとうございます。

　設置というのは、いつからというのは今決まっているんでしょうかというのと、設置された以降も、定期的に区のほうで視察だったりしていただけると安全性などを確保できるかなと思うので、お願いいたします。

〇村田道路公園課長　まず、この御茶ノ水駅前の日よけについては、その埋設物調査を１月に行って、すんなり埋設物が、特段大きな工事の支障にならなそうだという確認ができれば、１月下旬から２月頭ぐらいで設置ができるのかなというふうに考えてございます。その後、ほかのテントとかというところの展開も、今回の試行を踏まえて検討していきたいなというふうに考えてございます。

〇桜井委員長　いいですか。ほかにありますか。

〇岩田委員　まず簡単なところから。これは雨よけにもなるのかどうか。

〇村田道路公園課長　はい、雨よけとしても機能するというふうに考えております。

〇岩田委員　次に、今まで何もなかったところに、こういう障害物という言い方はちょっと悪いですけども、そういうものがあると、我々は見て分かりますけども、そうじゃない方もいらっしゃるわけじゃないですか。なので、今まで普通に白杖を持って歩いていた方が、突然そういうものができると、ちょっと不安というか、ありますよね。なので、高田馬場に東京都盲人福祉協会でしたっけ、というのがありますので、そういうところに問合せとか、そういうのを今後していただければなと思いますので、そういうところの意見も聞いてやっていただきたいと思います。

〇村田道路公園課長　非常に貴重なご意見をどうもありがとうございます。幾らクッション材を巻いて安全に配慮しているとはいえ、やはりその目の見えない方とか、世の中にはいろんな方がいらっしゃると思いますので、そういった方々にもしっかり配慮するように、そういう協会等のご意見を伺った上で、適切な対策をした上で運用を開始していきたいというふうに思います。

〇桜井委員長　すばらしいね。この黄色い点字ブロックは、このとおりになっているの、これ。この写真か。写真だね。あのイメージのところに黄色い点字ブロックがあるじゃないですか。

〇村田道路公園課長　はい。

〇桜井委員長　これは後からつけたの。

〇村田道路公園課長　これは今です。

〇桜井委員長　今、現状、現状、あ、そう。取りあえずは当たってないけど、そういう配慮が必要だということだね。（発言する者あり）

　続けますか。岩田委員。

〇岩田委員　目の不自由な方も、この点字ブロックだけを歩いているわけではないので、やはり、そういう配慮が必要かなと思いましたので。

○桜井委員長　失礼しました。
○岩田委員　とんでもないです。はい、以上です。
○桜井委員長　そうだよね。じゃあ、配慮していただけるということね。
○村田道路公園課長　はい。
○桜井委員長　ほかに。
○大坂委員　強風が吹いた際ですとかは畳むというようなイメージだと思うんですけれども、今この図を見ると、そのクランクのほうが出てきて、それで巻き取るようなイメージなのかなと思うんですけれども、これって、その常にそれがついている状態なのか、それとも道路公園課の巡回のときにそれを持っていって作業するのか、その辺りのイメージというのがあるのかなと。もし、これがずっとついているとすると、いろいろといたずらされちゃったりだとか、勝手に操作して、ぱたんとなっちゃったりとか、そういう危険もあるのかなと思ったものですから、その辺りはどのように運用されるのでしょうか。
○村田道路公園課長　巻き取るためには、このレバーみたいなのが必要なんですけども、そのレバーは取り外し可能で、巻き取るときだけにつけておりますので、一般の方がいたずらで巻き取るとか、そういうご心配はいただかなくても大丈夫です。
○桜井委員長　どこで管理するんですかって。（発言する者あり）
○村田道路公園課長　管理は区で、道路公園課、並びにいざというときには青パトに巻き取ってもらうということも出てくると思いますので、そちらで管理をいたします。
○桜井委員長　はい。
　ほかに。
○小林委員　いろいろ意見があったんですけどね、誰が発案したんですか、これ。一体、どこの誰が発案したのか。急に出てくるわけはないでしょ。ゼロカーボンでしょうね。
○桜井委員長　いや、いい話じゃないの。
　環境政策課長。
○神河環境政策課長　暑さ対策の一環としまして、また、私どものほうと、あと関係課と協議して決めさせていただきました。
○桜井委員長　小林委員。
○小林委員　先ほど議論がずっとあると、私もここをほとんど毎日通りますけどね、非常に危ない、こんなのを置いたら。本当の話。それは先ほど巻き取りもあったけど、急に風が出てきたとき、出てきて巻き取りたいとき、どこにいるの、巻き取る人が。どこにいるんですか。青パトが来るわけじゃないでしょ、すぐに来たって、その間、あおられていますよ。こういう危険なものなんですよ、もう既に。
　先ほど委員のほうからもありましたけど、ここは本当に滞留するところです、人が、信号待ちで。そこにこういうものを置くというのは、暑さ対策で考えたら、ゼロカーボンの技監が考えたんでしょうからいいかもしれないけど、非常にこれは危ないもの。だから、誰が発想して、ゼロカーボンが発想したんだよね。こういう危険と思われる、暑さ対策を優先するか、安全を優先するかといったら、これを使う、移動する人にとったら、これ、暑いのは夏、今すごい暑いから半年ぐらいだけど、あとは要らないものが道路上に立っているという話だからね、邪魔者が。ぶつかっちゃうかもしれない。そういうのを暑さ対策として置くというのは、どこの誰が発想したのかと思っちゃうけどね。

現場をやっぱり見たほうがいいですよ。これで、何だ、今、モデルケースでやるというけど、そんな危ないものを実験しなくていいよ、こんなのは。危ないだけだよ。そういうそもそも論をちゃんと見てやらないと、これだけ委員の方から言われるように、そもそも風が、雨だけじゃない、日だけじゃない、風の強い日が都心もあるので、巻き取ることだってできやしないよ。すぐ、危ないから巻き取ってくれといって、それ、困りますよ、また、うちへ電話をもらって、巻き取りに行けなんて言われても。そういう話になっちゃうから、これは慎重に考えないと、ただ危険物を置いただけになっちゃいますから。

その辺は少し、どういう検討をしてきたのか、慎重に、これをやる前に、そんな工事をする前に、もう一度検討しないといけないと思いますよ。これは事故が起きますよ、これ、このままやっちゃうと。ぶつかりますよ、いろいろ。ここを、まあいいや、その辺をちゃんと検討しているのか、どうするのか、お答えください。

〇加島環境まちづくり部長　様々に安全対策についてもご意見を頂きました。我々としては、環境政策の面で日よけ、道路上への日よけというのはやりたいという形です。ただ、今のその安全対策をどうするのかというところで、それは交通量が多いというのもありますけれども、道路上にやはり設置するということは、その安全対策はどうなんだというのを必ず、ここの場だけでもなく出てくるのかなというふうには思っております。一方で、こういう、人が多く、滞留もするだろうといったところに、日よけの対策として効果があるんだろうなというような視点で、今回ここで試行的に設置をするという形になります。

で、今の、急に突風が吹いたりというのはどうなるんだとかと、そういったものもありますので、そういったことも今回の中で検証する、もしかしたら、道路上にこういうのは駄目だろう、駄目かもしれないというのが結論として出る可能性も今後なくはないのかなとは思うんですけれども、そういった意味で、これ着脱式ということで、その巻き上げだけではなくて、ポール自体を取れるような形になりますので、通行の支障だとか、そういったところに関して、やはり試行した結果、いろいろとあれば、そこはここではなくてほかの場所だとかというところでやっていく、検討する必要があるのかなというふうに思っております。

まずは、我々としては、ここで試させていただきたいといったことで、今日報告をさせていただいているということで、そこら辺は、やってどうなるかというところは、もちろん今までのご意見の中であるというのは事実ですけれども、試行的に試させていただきたいといったようなところでございます。

〇小林委員　報告したからやりますというのもちょっと強引だけどさ、こういうのじゃなくてね、普通、人が、車がぶつからないようにポール、これぐらいのポールを立てるじゃないですか、カラーコーンじゃなくてちゃんとした鉄の、ここで言う、こういうのの１本棒、これもすごいたくさんぶつかるのよ。自転車がぶつかったり、人がぶつかったりするんですよ、そんなものでも。だから、これは必ずぶつかりますから。間違いなく、ぶつかる、いや本当の話。いや、だからやらせてくれというのは、僕はやらせたくないわけですよ、そういう初めから危険なものを。その調査を本当にしてほしいのよ。じゃないと、これ、今、着脱できると言うけれども、着脱していない分は、これ、壁でしょう、着脱していないときは。ポールがあって、シートを下げちゃうの。ここのこれでは、ここのところはどうなっているんですか。

○桜井委員長　ポールとポールの間はね、ない……
○小林委員　何にもないんですか。
○桜井委員長　壁はないんですよ。
○小林委員　何にもないから、上のシートだけだね。
○桜井委員長　そう。
○小林委員　どちらにしても、ポールがぶつかるので、ポールにぶつかることを言っているので、これは本当にね、ちゃんとやらないと、事故が起きてからでは遅いですからね。ここの交通量の多いところ、これ自転車もたくさん通るところだからね。ぶつかる可能性は、もう目に見える、見るよりは明らかなんで、その辺を考慮して、本当にやってくださいね。これ、日よけ対策は非常にいいこと、いろいろ考えてくれたらいいことだけど、それだけよりも安全が先だから、その辺はよく考えてください。
○桜井委員長　対策していただけるんですか。
　環境まちづくり部長。
○加島環境まちづくり部長　今、委員の言われたように目的は日よけという形なので、そこのときに、そこの目的が達成されるような形、それ以外のときに邪魔にならないといったようなところも、ご意見を頂いた中で、そういったところもあるかなというふうに思いますので、設置した、基礎を造って設置した後に、そのポールを設置する期間だとか、日にちだとか、状況だとか、そういうものも検討しながら設置を試みていきたいなというふうに思っております。
○桜井委員長　はい。
　小野委員。
○小野委員　すみません。ちょっと今、部長が答弁してくださったんですけど、これは確認なんですけど、たしか、民間とか大学を含めて、神保町の交差点とかでも実証的なものを何かやられていたような記憶があるんですけれども、そういったものは何か参考にされているんですか。それは相当研究エリアとかで回を重ねて、それなりのデータを取ってあると思うんですけど、今、話題になっている、その危険性というんですかね、日よけというところはいいんだけれども、その危険性というものも、そういうところに何かしら反映があるのかどうなのか、ちょっと私も承知していないんですけど、ちょっと区内でもやられていたような感じ、記憶があるんですけど、その辺りはいかがですか。参考にされているかどうか。
○村田道路公園課長　今、小野委員におっしゃっていただいたように、昨年の夏に神保町に日よけを設置いたしました。非常に、暑さをよけられるという意味で好評いただいたところではあったところなんですけれども、こちらの日よけは、立っていた、足の立っていた場所が道路上ではなくて、そのさらに奥まったところの民間の土地をお借りして柱を立てていて、屋根を道路上に張り出していたと、そういう形になりますので、道路上に立ててというのが今回初めての取組になりまして、そこで、今、小林委員もおっしゃったように、安全上問題ないかとか、そういったところもちゃんと確認をした上でというのが今回初めての取組になりますので、はい、しっかり対策を練って始めていきたいというふうに思います。
○小野委員　はい、分かりました。あれは民間の敷地と道路の両方を使っているという、

そういう取組だったんですね。たしか同じ形状のものではなかったと思うので、そうしましたら熱中症も安全対策の一部だとは思うんですけど、また、それとは違った視点での安全対策というのは確かに非常に重要だと思いますので、ぜひ、その辺りのところも慎重に選択をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
○桜井委員長　はい。この――道路公園課長。
○村田道路公園課長　ご意見ありがとうございます。やはり、これで事故をされて、事故とかが起きてしまうというのは、我々としても非常に避けなければならない、最優先に避けなければならないというようなことかと思いますので、しっかり検討してまいりたいと思います。
○桜井委員長　はい。この件よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○桜井委員長　はい。じゃあ、次へ行きますよ。
　報告事項の４番目、千代田区耐震改修促進計画の改定について、報告ください。
○武建築指導課長　それでは、環境まちづくり部資料４にて、千代田区耐震改修促進計画の改定についてご説明させていただきます。
　こちらの１番、千代田区耐震促進計画の概要と改定状況でございます。
　こちらの計画につきましては、建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に進め、大地震の被害から区民の生活・財産を守り地震に強く安全で安心なまちづくりを目指すために、平成２０年４月に「千代田区耐震改修促進計画」を策定しました。この促進計画では、耐震化の目標を定め、耐震化に向けた取り組み方針、耐震化に関わる様々な施策を定めます。
　現在の促進計画は、令和３年４月に改定し、令和７年度末の期限となるため、本年度改定作業を進めております。
　この促進計画は、目標を定めるほか、国・都からの耐震化補助金を受けるためにも必要な計画となっております。
　２番、千代田区の耐震化状況と現在の促進計画で定めた目標でございます。
　この対象となるものは、旧耐震（昭和５６年以前）の建物でございまして、耐震化を満たしていないものがさらに加わるものでございます。耐震化の目標を設定している建物は、下表の住宅と特定緊急輸送道路沿道建築物について、本日は２項目を示しております。
　表の住宅でございますが、こちらには住宅、共同住宅、建物の上層に住宅が含まれるものも含んでおります。
　平成２６年度におきましては、約９０％が耐震化を満たしている率となっております。令和２年度におきましては９４％、令和６年度は９６％ということで、今の促進計画では、おおむね解消するということで、１００％近くの目標を立てておりましたが、まだそこには至っていないということで、強化していかないとということで分析しております。
　特定緊急輸送道路沿道につきましては、令和２年度が８４％、令和６年度が８５、目標としては９０％を定めておりましたが、８５に至っておりますので、ここもまた強化していきたいということを考えております。
　住宅に関しましては、推計値ということで、国の行う住宅・土地統計調査を用いてやっておりますので、その推計値で積み上げた数値ということでございます。
　２ページ目、次のページに移っていただきますと、改定作業の状況でございます。

丸一つ目の促進計画を新たに改定するということで、今現在、旧耐震の建物の状況を把握しているというところでございます。

２番目としましては、耐震化促進に向けて、国や都の動向としましては、１９８１年（昭和５６年）から２０００年にかけての木造住宅の耐震化助成を拡充したいということでございます。この時期の木造の建物に関しましては、平成２８年の熊本地震、令和６年の能登地震におきまして、倒壊や大破の被害が出ているということで、こちらも耐震化助成の拡充を予定しているところでございます。

最後の丸のところでございますが、マンション・住宅の耐震化については、現在、国の調査を基に推計値でやっておりますので、自治体ベースでの棟単位の耐震状況を今回の調査で盛り込んでいて、実数値での把握をしたいということで考えております。

今後の予定スケジュールでございますが、今後、促進案につきましては、本委員会でご説明させていただいた後、令和８年３月にパブリックコメント、その後、改定をまとめまして、来年の４月、計画を改定したいと考えております。

説明は以上でございます。

〇桜井委員長　はい。

この件について、ご質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇桜井委員長　はい。じゃあ、次へ行きます。

５番目、千代田区エリアマネジメントのすすめの策定について、報告してください。

〇榊原エリアマネジメント推進担当課長　それでは、千代田区エリアマネジメントのすすめの策定についてご報告いたします。ファイル番号０７、環境まちづくり部資料５－１をご覧ください。

まず、項番１につきまして、本すすめの策定に至る経緯をご説明いたします。

まちづくりの最上位計画となる都市計画マスタープランを令和３年に改定し、そこで示した将来像「つながる都心」の実現のため、ウォーカブルなまちづくりを現在推進しております。ウォーカブルなまちづくりを通し、ＱＯＬの向上を図るための手段として、地域の力を合わせるエリアマネジメント活動が挙げられることから、令和５年には千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインを策定し、活動の際の具体的な制度活用方法等をお示ししました。また、ガイドラインでは、エリアマネジメント活動を継続的かつ日常的に実施できるための対策を検討事項として挙げておりました。

令和６年度以降は、有識者・区民・関係事業者等による検討会であったり、庁内の関係部署による検討会を開催いたしまして、どのようにエリアマネジメント団体を設立するか、立ち上げた後はいかに運営していくか等、活動推進ガイドラインが必要になる前段階のヒントを示したエリアマネジメントのすすめの内容を整理してきました。本すすめでは、活動推進ガイドラインの検討事項であった継続性を支える方法についても、現時点での整理について言及をしております。

本委員会では、今年の１月に「エリアマネジメント団体ガイドラインの検討」という件名で報告をさせていただいておりまして、内容を固め、パブコメを実施する旨、その際にご説明をしております。その際、名称についても、現在の名称に改めるということについてご案内をし、令和７年度については、以降の資料に記載のとおり、パブコメを実施いた

しました。

項番２で、そのパブコメの概要をお示ししております。

続いて、項番の３及び項番の４をご覧ください。

在住者の方から、計８件のご意見を頂いております。ご意見の具体的な内容及び区の考え方については、ファイル番号０８、環境まちづくり部資料５－２をご覧ください。本日は、本文の内容に直接関連するご意見を抜粋してご紹介いたします。

ご意見の１番については、周辺地権者を主体とした継続的な取組こそがエリアマネジメントであり、その他の主体による単発的な活動はまちおこしだと区別した上で考えるべきというご意見です。その上で、１番、本文中の「活動」という表現は減らし、「取り組み」等の表現を増やすべき、また２点目として、エリマネの主体に地権者を加えるべきというご意見を頂いております。

このご意見に対して、区の考え方の欄をご覧ください。ご指摘を踏まえ、「活動」という表現については一部文言修正を行っております。なお、区も主体に「地権者」が必要だということについては同様の認識を持っておりまして、本文中に、地権者に言及している箇所がある旨についても記載をいたしました。区内では既に大規模開発に起因するエリアマネジメントの取組が行われておりますが、区はガイドラインの策定時から多様な主体によるエリアマネジメントが考えられるという前提に立っているため、このすすめの中では、各主体がチャレンジしやすく内容をお示ししている旨を記載いたしました。

次に、ご意見の２番につきましては、エリアマネジメント活動の主体に運営内容の公開性を求めるご意見です。

これに対しての区の考え方をご覧ください。本すすめは、これからエリマネに取り組もうとする方も念頭に策定をしておりますが、運営の公開に関して、参考となる事例として、活動報告書を公開・発信をしているウォーカブルな取組のことについて記載いたしました。また、本すすめで示した支援策の中でも、情報発信について言及した箇所がある旨を記載しております。

パブコメのご意見については以上となりまして、最後に、今回策定するエリアマネジメントのすすめの内容について、簡単にご案内をさせていただきます。

ファイル番号の９及び１０、環境まちづくり部資料５－３の①及び５－３の②をご覧ください。恐れ入りますが、データ容量の都合で、３章以降が別ファイルとして保存をしております。

まず、本文の１章では、エリマネとは何かという点について触れ、２章では、エリマネ活動のイメージや事例を紹介しております。また３章は、これからエリマネをスタートする際のヒントとして、各ステップごとのポイントを記載した箇所となってございます。

４０ページから４１ページの箇所で、今後区が検討するエリマネの支援策について言及をしておりまして、この内容が具体化した内容としてお示しできる際には、改めて委員会のほうでもご報告をさせていただきたいと考えております。

今回のパブコメを経て、大きな修正等はないことから、今後は本案のとおり策定手続を進めてまいりたいと検討しております。また、策定後については、区ホームページや広報を通じて周知を図ってまいります。

ご説明については以上です。

〇桜井委員長　はい。説明いただきました。この件について、ご質疑ありましたら頂きたいと思います。いかがでしょうか。
〇春山委員　最終的に、すごく総花的な素案になっているかなと思っています。幾つか確認させていただきたいんですけれども、区の考えるエリマネという用語自体がどうなのかという議論が方々で起きているんですけど、区の考える、このエリアマネジメントの位置づけというのをもう一度確認させていただきたいと思います。
　パブコメの意見にもあるように、本来であれば、エリアマネジメントというのは地域の価値向上をすることが目的、本来目的、で、そこの中にコミュニティの活性であるとか人のつながりだとかというのがあるんだけど、基本的には地域価値の向上というのが一番大事なところだと思います。で、そこの地域価値の向上といったときに、１人目の方、３人目の方の意見にもあるように、本来であれば、地域価値の向上をしていくのは、やっぱり地権者であるとか、建物管理とか、マンション管理とか、そういった方々が地域の価値をどう不動産価値も含めて向上させていくのかということが必要だと思うんですけれど、どちらかというと、このエリアマネジメントのすすめは、基本的に住民主体で、住民の人たちがまちの活動をしましょうという説明になっていると思います。その辺のエリマネの地域価値を向上していくということと、住民が活動を積極的にしていくというところの、この整合性みたいなところ、位置づけはどういうふうに考えられて、このすすめを作られているのか、お考えをお聞かせください。
〇榊原エリアマネジメント推進担当課長　まず、エリマネの定義についてご質問を頂きました。すすめの本文、２ページの冒頭のところで、国のほうでも示しているエリマネの定義、記載をさせていただいております。記載内容としては、「一定のエリア内で住民や企業、地権者等の多様な主体が一体となり、地域の環境や価値を維持・向上させる取組みを総合的に進めること」というふうに定義づけておりまして、この考え方については、区も同様だというふうに認識をしております。そのため、先ほど春山委員おっしゃっていただいたとおり、地域価値の向上というのが背景にあるという考え方の下、エリアマネジメントを推進すべきだというふうに考えています。
　今回の、このすすめに関して、地権者を当然エリマネの主体として除くという考えはないんですけれども、これからエリマネを始めようとしている方、何かチャレンジをしたいというふうに思っている方が、この冊子をきっかけに、どういうふうに進めていけるかというような観点も一つ主眼に置いて記載をしているところでありますので、それが地権者であっては当然これは活用いただけますし、そういう地域の住民の方々が小規模な取組からスタートするといったようなものも含めて、ご活用いただければというふうには考えております。
〇春山委員　地域の方々がエリア活動を進めようというところの手引みたいなものの意味合いが多いというふうに、ご答弁の中から理解しました。そういった意味でいくと、３章の３１ページのところの資源を再確認しようというところに、地権者であるとか、建物管理とか、マンション管理組合とか、区も、協力可能な団体に入っていないというところでは、少し、このエリアマネジメントということが、今、本来であれば、デベロッパーであるとか地権者が地域価値を向上していくということを、やっぱり積極的に区としても働きかけしていかなければ、地域価値の向上なり、活動が生まれない中で、住民の活動を、す

すめだけが先行していくと、やっぱりそことの不一致も生まれてくるんではないかというのがとても気になります。この協力可能な団体のところに、なぜ、町会、学校関係、商店街、ＮＰＯ法人、企業・まちづくり会社、まちづくり協議会というところで、地権者なり、そういう、本来であれば土地と関係する人たちが入っていないのかというところについて、お答えいただきたいと思います。と同時に、いろんなところでのエリマネ活動の推進ということをしていく中で、そこは比較的デベロッパーであるとか、地権者主体のエリアマネジメントの促進というのをしているところと、この住民活動の説明というのと、どういうふうに区の中でさばいていくのとかというか、どこがいろんな活動のところを整理しながらサポートしていくのかというのは、どのように考えられていますか。

今日、地まち課はいらっしゃいませんけど、本来であれば、これ、エリアマネジメントのすすめって、地まち課に近い仕事だと思うんですよね。そこは都市計画課で担っていて、それは地域にどうやって、どのように実装させていくのかというところのお答えを頂けますでしょうか。

〇榊原エリアマネジメント推進担当課長　まず１点目のご質問の、地権者がなぜこの主体のイメージといったところに加えていないのかというご質問についてですけれども、先ほど申し上げたとおり、主体として、地権者も当然区としても位置づけてはいるところなんですけれども、資料として分かりやすくイメージをお示しをする際に、地権者だけの属性を持った方というのが、なかなか、こう、一般の方が読んだときに、イメージしづらいかなというところがございました。当然、企業が地権者であったり、住民が地権者であったりといったようなことで、今記載をしている内容の方が地権者の役割も担っているといったようなことが考えられるかなという観点で、こちらの記載としては、地権者が入っていないところもあるという考え方を取っております。

また、２点目のご質問についてですけれども、今回、このすすめについては景観・都市計画課のほうで策定をさせていただいておりますが、この内容も含めて、具体に地域に入っていくときにエリマネをどう展開していくかという点については、委員ご指摘のとおり、地まち課の協力もなしではなし得ないというふうに思っておりますので、現行、計画物に関しては景観・都市計画課で、具体のまちに入っていく役割は地まち課といったような役割分担をしておりますが、両課が連携を図りながら、エリマネの活動が推進できるような体制というのは、これからも維持していきたいというふうに思っています。

〇春山委員　では、続いて、今の区の考え方は理解しました。もちろん、このエリアマネジメントのすすめで、住民の方々に知っていただいて、まちづくりをやっていこうという機運を高めるということは、本質的にとても大事だと思うので、このガイドラインをどうやって生かしていくかということのほうが、次は大事なのかなと思います。そのときに、このエリア、住民の、住んでいる住民目線でのエリアマネジメントを進めた、こんなこともできるのかもしれないと思いながら、動くことと、地まち課が中心になるエリアプラットフォームの、ステーションハブでしたっけ、そういう地域のハブをどのように運用していくのかというところを、先ほども答弁いただきましたけど、どう位置づける、このガイドラインにどう位置づけるかということがとても大事になるんじゃないかと思いますが、その辺、どのように運用されていくのか、お考えをお聞かせくださいというのと、どちらかというと、まちの活動って、今、まちみらい千代田でやって、まちサポに近い活動にも

かぶるところがあるのかなと思うんですけれども、そこをどういうふうに一体で、この動きはハードにもつながっていく、例えば隣地との敷地を一緒に緑にしましょう、公開空地も使っていきましょうとかという、ハードの土地利用の活動と、もう少しアクティビティ的な活動と、その辺を千代田区としてのいろんな住民の活動なり地権者の活動をどのように整理していくのかというのは、次の段階では大事になると思うんですけれども、その辺の庁内連携みたいなところはどのように進められる予定でしょうか。

〇榊原エリアマネジメント推進担当課長　ただいまご指摘いただいたとおり、策定をして、どう活用していくかというところが非常に重要であるというふうに考えております。まず、景観・都市計画課としましては、ウォーカブルな取組とエリアマネジメントの考え方、具体的に検討してきたところでございますので、今後もウォーカブルな取組の主体の方については、本すすめを用いて、継続性のある取組となるよう支援を図っていきたいなというふうに考えています。

一方で、エリアマネジメント活動の範囲は非常に広く、中にはウォーカブル起因ではなく進めていこうという分野であったり、場合によっては、まちづくり担当だけではカバーできないような分野もあるのかなというふうに考えています。そういった意味では、エリマネ活動を考えていらっしゃる様々な主体の方が支援できるよう、庁内連携が当然必要になってきますし、それを行うことで、本すすめについても、より活用の機会が増えてくるのかなというふうに思っています。

ちょっと具体に、まだ、まちサポの活動を含めて、まちみらいの現在の事業と、こちらの取組がどうすみ分けをしていくかというところの課題は残っているところではあるんですけれども、それぞれが担っている役割について、少し今後の話にはなってしまうんですが、両者でしっかり会話をしながら、そこについては取り組んでまいりたいと思っております。

〇春山委員　何となく分かってきました。多分、様々な取組、個別でこの数年取り組まれてきたんだと思うんです。ウォーカブルはウォーカブル、エリマネはエリマネ、ステーションハブはステーションハブ、それぞれ千代田区内、地域特性によってやらなきゃいけないことも違うと思うので、それがうまく実装していくようにというところで、いろんな計画もつくられてきて、実際に実証実験もされてきたと思うんです。それが１回全てを棚卸しして、何ていうんでしょう、統合し直すなり、事業として、これはこっちのボックスのほうが近かったのかもしれないということを、そろそろやらなきゃいけない時期なんではないかというふうに個人的には感じています。

ウォーカブルも、本当に道路空間の再編を目指したウォーカブルなのか、単純にコミュニティ活動なのかみたいなものも混在している中で、本当の、本来の意味でのウォーカブルは道路再編と一緒に考えなくてはいけない。そのときに、モビリティも含めた道路の在り方というのをやっぱり考えていくというのが全体の世界的な潮流の中で、そういう、１回、いろんな起きてきた活動も含めて、つくってきた計画も含めて、今後のエリアマネジメントの推進に合わせては、どういうふうに行政としてサポートできるのか、まちみらい千代田との連携も含めて整理していって今後いただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇榊原エリアマネジメント推進担当課長　ウォーカブルの取組に関して、道路空間の再編

というところが一つ重要な要素だということについては、十分認識をしているところです。また、やはり歩きたくなるような空間をどうつくっていくかという観点も非常に重要だという考え方から、これまでいろんな取組について支援を図ってきたといったところもございます。そういった意味で、ソフトの考え方とハードの考え方、別に考えるのではなくて、それぞれ目的をちゃんと見据えながら、どちらか一方になることなく、今後も取組を続けていく必要があるというふうに考えております。

○桜井委員長　はい。

　ほかに。

○小林委員　エリアマネジメント自体は、最近やっていこうというところで出しているんでしょうけど、まず、千代田区みたくね、ほかの地域と違って、昼夜間人口の差が大きい。１００万いるのと、７万しかいない、住民が。だから、主体がどこに置くのかで、エリアをマネジメントするのは全然変わってくる。で、それが、先ほど入山委員とやり取りしていましたけれども、主体がどこになるかで、先ほど住民、要するに企業というところで、すごく変わってきちゃうんで、ここで、じゃあ、つくっちゃったのはいいけれども、どうやってつくるかって、つくるときは、こうやってつくりましょうとやるんだけど、じゃあ、そもそもエリアマネジメントを今までやっているところでの課題というのは何だったのかというと、やっぱりつくった後の維持管理なんですよね。それを維持していくのに誰が金を出すのか。会費でやるのか、どこかのスポンサーを連れてくるのか、補助金を区からもらうのか。その辺で、エリアマネジメントの継続がどうなるのか。反対に、つくったけど、停滞してしまったらしょうがないし、言えば、スポンサー企業にお願いすれば、どちらかといえば、その主体が昼間の利害関係者に持っていかれれば、そちらのエリアマネジメントになっちゃうんで、その辺の整理ができていないと、偏ってはいけないエリアも……

　それからまた、じゃあ、コストを負担するときの負担の公平性というのは、どう保っていくのかというところが、エリアマネジメントをするときに出さなくちゃいけない一番のものなんだけど、何かあまり触れていないんですね、これについては。ですよね。で、要はガバナンスもどうしていくのかという、責任体制がどうなるのかというところが、主体によって変わっていくということになると思うんですね。

　先ほど、空間を管理していかなくちゃいけないわけでしょう、その後。道路空間にしても、いろいろな。そのときのガバナンスってどうなるのかというのは、これ、ここの一番初めのときに整理しておかなくちゃいけない話なんで、その辺がどのように整理されていくかということだと思うんですね。新しいことなんで。その辺が、ここで全部、すすめでね、本当に進められるのかどうかになっちゃうんで、その辺のことについてどう考えているのか、ちょっと示していただけないでしょうか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長　今回のお示ししたすすめ、本文の６ページのところに、活動を実施する上での課題ということで、既存の既に取り組んでいらっしゃるエリマネ団体にいろんなご意見を聞いた結果、やはり共通して抱える課題が幾つか挙がってきたところです。人手不足であったり、手続に関する時間的・労力的にコストが非常に大きいということであったり、また、今、委員ご指摘いただいたとおり、活動に関する費用の負担があると。それをどう継続的に賄っていくかといったところが課題として挙がってきたというところについては、認識をしているところです。

そういった課題に対して、今回、すすめの４０ページ、４１ページのところに、今後区が考えていくべき支援策の現時点での整理を掲載させていただきました。支援のイメージとして大きく３点掲載をしておりまして、１点目が人とのつながり支援、２点目が制度面の支援、３点目が資金面の支援という内容で記載をしております。

特に活動の継続性というところに関して、資金面のところについて、どう支援をできるかというところに関して言うと、まず制度面について、何らか今後エネマネ団体を区として認証するような制度がつくれないかというのが、現時点で検証しているところでございます。認証した団体については、先ほど課題に挙がっていたところで言うと、手続がなるべく簡便で済むような対応が取れるようにするということであったり、あと、資金面に関して言うと、収益を上げたものが活動に還元できるような仕組みとして導入できるようにしていくとか、そういう何らかのメリットを持たせられるような認証制度というのが設けられれば、活動の継続性について、資するような取組になるのかなというふうに考えているところでございます。

また、資金面の支援についても、まだ、ちょっと考え方、整理が必要なところではあるんですけれども、現時点で、何らか次年度の予算案へ反映できるようなものが制度としてつくれないかなというところについても、検討しているところです。

今後、いろんな団体が活動として増えてきたときに、ガバナンスをどう取っていくかというところのご指摘は、そのご指摘のとおりかなというふうに思っています。

認証団体についても、増やしていけばいいということでは当然ないと思いますので、その考え方については、認証制度の検討を深める中で、今のご指摘も踏まえて考えてまいりたいと思います。

〇桜井委員長　春山委員。

〇春山委員　関連で質問させていただきます、委員長。

今、認証制度の検討というお話があったと思うんですけれども、先日の小野議員の代表質問に対しても、部長から答弁いただいたと思うんですが、今、国交省で都市再生特別措置法の改正が進められていて、そこ、その改正が進んでいくと、区のこういうサポートであったり認証制度というものが機能して、エリアマネジメント団体に対しての供託金の制度であるとか、様々な規制緩和とかって、公共空間の使い方というのが緩和されていくということになっていくというふうに話は聞いているんですけれども、ぜひ、それ、千代田区として積極的に先例事例として関わっていただいて、そういったエリアマネジメントの活動がしやすいような制度設計であるとか、サポートの仕方というのを進めていただけると、皆さんの活動のしやすさというのが起きてくるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

〇加島まちづくり担当部長　今、委員ご指摘のあったように、小野議員の代表質問で、エリアマネジメントの支援を区としてどう整えていくのかといったところで、答弁をさせていただきました。エネマネのすすめについても、我々としての支援の在り方、こう取り組んでいきたいといったようなことは表明しておるんですけれども、一方で、国のほうも、今、委員言われたような制度も含めて、改善をしていこうと。継続的に活動できる体制が求められるということで、国交省のほうもそういうような考え方なので、まだあんまりはっきり言えないのかもしれないんですけど、近々、国交省さんともヒアリングをちょっと

やらせていただけるような状況にはなってきていますので、我々が考えているところ、千代田区、様々な主体があって、いろんな地域でエネマネ、エリマネと一言で言っているんですけども、やっていることは違うといったところなので、そういったところを全体的にどう支援していくのかといったところ、あと、どういう制度が今後求められていくのかといったところをしっかりちょっとお話しさせていただいて、国の施策につなげていっていただきたいなというふうに思っていますので、そういった形で今後とも進めていければなというふうに思っております。

○桜井委員長　小林委員。

○小林委員　今言われた、春山委員が言ったようになんですけど、そもそもエリマネ、エリアをマネジメントするということ、いろいろなところでいろいろ違いますけど、区が、やっぱり金銭的とか、まあ、お金だけじゃないと思うので、人的にというのがありますけど、土地みたいものですよね。区有地とかあって、どこだっけ、円山だっけ、どこかで、すごく自分の区の区有地を駐車場に貸し出して、その利益を運営費に充てるみたいなね。そうすると、その駐車場の料金、もしくは土地をどこかに貸して、それから上がってくる。日比谷エリアマネジメントみたくなっちゃうかもしれないんだけど。

　それは置いておいて、何ていうかな、やっぱり金銭って、なかなか難しいところもあるんで、でも、ないと継続できないから、やっぱり国が今そろえようとしている部分を、千代田区にやっぱり合った形で支援できることを考えていかなくちゃ。と、さっき言ったように、再開発が起こったところだけが企業がいて、エリアマネジメントらしきものが進んじゃうみたいんでは、やっぱりそういう趣旨じゃないじゃないですか。そうすると、やっぱり区と支援というのが非常に大切な部分で、それがまちに還元していくということは、区としてもやらざるを得ないことなんで、その辺は、やっぱり本当に千代田区って土地が高いんで、その土地の部分も、非常に狭いところでも、言わば無償で貸与することによって、その団体が成り立つようなことができていくので、その場所と場所によるところをよく見ながら、国が言っている、そのまま、課でできないでしょうから、ところを参考というか、うまく使いながら、地域地域に分かれて、区のいろいろな資産をうまく利用していくような枠組みをつくっていくほうが、継続性もできるし、いいのかなと思うんで、その辺も一つ検討していただけないかなと思います。

○加島まちづくり担当部長　今言われたご指摘、大変重要なことだというふうに思っております。

　で、このエリアマネジメントのすすめを作っていく中で、区の伝統の文化だとかの継承、人材も含めてというところが、すごく大きな、ある地域では問題になっているといったようなところで、そういったところ、まあ、はっきり言っちゃいますと、町会さんの、町会員がいなくて、なかなか継続できないだとかという話は、かなり聞いていますので、そういったところが、エリマネという考え方の中で、伝統文化を継続する可能性というのがあるんじゃないかということ、また、そういった中で、企業だとかがいたら、その企業に応援してもらうというのは、ある一部地域では、かなり積極的に、そうできているところはあるんですけど、全体がそういうふうにはなっていないというところだと思います。また、一方では、そういう企業のない地域もありますから、そこはもう住民の方が主体で、まちを検討していくという形になっておりますので、そういった、何でしょう、本当にこのま

ちをどうするのかという、考えていただける方々が必ず必要だというふうに認識しておりますので、そういった方々をどう継続して千代田区にいてもらうかだとか、また、千代田区でこういうことをやりたいと、千代田区のためにという方もいらっしゃると思いますので、そういった方々も含めた、先ほどの国交省の制度だとかも含めて、様々に検討していきたいと。先ほどと同じ答弁になってしまいますけども、本当に千代田区、多種多様な、地域ごとに全然違うというふうな認識なので、この一つのやり方でいいよということでは必ずないと思いますので、そういった、いろんな特色を踏まえた上で千代田区が成り立っているんだなというところなので、そういったところを真摯に検討して、進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

○桜井委員長　はい。大変大切なところですよね。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　はい。じゃあ、次へ行きますよ。

６番、番町たき火まつりについて報告してください。これは前回のときのね、岩田さんのほうからの質疑。はい、お願いします。

○神河環境政策課長　前回の委員会におきまして、岩田委員から、番町たき火まつりについてご質問を頂きました。資料６によりご報告いたします。

まず、番町たき火まつりの概要でございます。主催は千代田子どもの芸術協会。１１月１日、２日の２日間で、番町の森で開催されました。内容は、ふだん都会ではできないたき火と、食やクラフトを楽しむというものでございまして、たき火で焼き芋やマシュマロを焼くという、昔ながらの地域体験を行っていただくことができるというものでございました。ここ数年、継続して実施されているものでございまして、過去の実施におきましては、特に苦情等頂いておりません。

次に、たき火の使用についてでございます。

環境確保条例第１２６条に違反するのではとのご確認があったということでございます。条文は、こちら四角内に記載をしておりますけれども、簡潔にまとめますと、「何人も、廃棄物等を焼却するときは、廃棄物焼却炉を用いずに、廃棄物等を焼却してはならない」というような形の規定でございます。この条文を踏まえまして、本イベントのたき火は、この規定の禁止行為には該当しないというふうに判断したものでございます。

その理由でございますけれども、燃料としてはまきが使用されておりまして、また、たき火にくべておりましたものも、焼き芋、マシュマロといった食材でございました。いずれも廃棄物等ではないということでございます。

補足事項として、２点でございます。

まず１点目、これまで、このイベントに関する苦情は、先ほど申し上げたとおり、なかったのですが、今回は、後日となりますけれども、窓を開けた際に煙を吸って体調を壊したという方のご意見、苦情を頂いております。ばい煙や悪臭等の公害を発生させることは、別の条項、１３６条のほうの禁止事項となっておりますので、イベント主催者に対してはその苦情の内容をお伝えし、指導を行っております。苦情者の方にも、その旨お伝えしております。

２点目、消防関係法令の違反も考えられましたので、麹町消防署に確認をいたしました。

そうしましたところ、本イベントの開催に際しましては、イベント主催者から都条例に基づく届出がなされ、受理されているということでございまして、消防署にも必要な手続がなされて、消防署のほうに了知されていたということでございます。

最後に、今後の対応でございます。今回のご意見・苦情も踏まえまして、今後同様のイベント開催を把握したときには、事前にイベントの実施方法について確認をいたしまして、ばい煙や悪臭の発生等も含めた禁止行為、近隣への迷惑行為、こういったものを行わないように指導してまいります。今回、後援名義の使用承認をした部署とも情報を共有しまして、今後対応してまいりたいということでございます。

報告は以上でございます。

○桜井委員長　はい。ありがとうございました。

岩田委員、ありますか。

○岩田委員　はい。

○桜井委員長　はい、岩田委員。

○岩田委員　はい、委員長。

○桜井委員長　はい、岩田委員。

○岩田委員　ふだんできないたき火、いや、そりゃそうですよ。都条例で禁止されているんですから。原則禁止です、これは。何だ、たき火の使用について、もちろんご存じだと思いますよね、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、第１２６条。じゃあ、そもそも、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、この目的は何でしょう。この条例の目的は。

○神河環境政策課長　この条例の目的は、環境に負荷がかかるダイオキシンの発生とか、そういったことを抑制するとともに、公害発生につながるようなものをあらかじめ規制するなどして、対応するというものでございます。

○岩田委員　その後が大事じゃないですか。大事なところですよ。「現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている」と書いてありますよ。実際に被害が出ているんであれば、この条例の趣旨に反しているんじゃないですか。そこはどういうふうにお考えですか。

○神河環境政策課長　先ほど……

○桜井委員長　はい。ちょっと、ちょっとごめんなさい。ちょっと、暫時休憩します。

午後０時１３分休憩

午後０時２７分再開

○桜井委員長　休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

先ほどの答弁からだね。答弁からね。大丈夫。はい。はい。じゃあ、お願いします。

○神河環境政策課長　この条例の目的を達成するために、この条例の各条文があるというふうに考えております。先ほど申し上げたとおり、たき火自体が禁止されているということではなく、廃棄物等の焼却がここでは禁止行為となっている。ですので、私どもとしましては、廃棄物等が焼却されるというようなことがあったりとか、あと、ほかの規定に違反する行為、例えば一定基準以上の粉じんとか悪臭とか、そういったものを生じさせたときには、この条例に基づき、勧告であるとか停止命令等を行っていくというような形になります。

○桜井委員長　うん。
　岩田委員。
○岩田委員　実際に、たき火で健康で安全かつ快適な生活を営めない、被害が出ていると言っているんで、それを、この条例、問題ないと言っちゃうのは、ちょっとどうなのかなと思うんですよね。実際被害は出ているわけですから。
　で、さらにですよ、この届出を出したわけですよね。警察なり消防なりに出した。それを出したのは間違いないでよろしいですか、まず。
○神河環境政策課長　麹町消防署のほうに確認したところ、必要な届出はされているというふうに聞いております。
○岩田委員　届出を出すということは、許可を得るために出しているわけですよね。ということは、そもそも禁止されているものなわけじゃないですか。禁止されているからこそ、それを、許可を得るためにやっているわけですよね。（発言する者多数あり）小野委員、うるさいです。黙ってください。私が質問しています。
○桜井委員長　はい。ちょっと整理して言っていただけますか。
　担当課長。（発言する者多数あり）
○岩田委員　うるさい、横で。
○神河環境政策課長　届出は、一定の事項に該当するときに提出するものとなります。その届出を受けて、消防署のほうで、消防関係法令上、何か問題点があれば、そこで指摘するなりというようなことが行われるのかなというふうに考えております。
　で、確認をしましたところ、その届出については、そのまま受理がされているということですので、消防関係法上は特に支障がなかったものというふうに私ども推測いたします。
○岩田委員　はい。
○桜井委員長　はい。はい。小林さん、ちょっとごめんなさいね。今、はい、今の関連、今のことについての関連ですか。
○小林委員　そうです。整理したい。
○桜井委員長　はい。じゃあ、小林委員。
○小林委員　こういう、こういうやり取りをしていると、何かむなしくなっちゃうんで、ちょっと整理したいんですけど。
　ここのね、たき火で焼き芋ができたり、マシュマロを焼くというのは、いいことじゃん。みんな喜ぶし。ですよね。喜ぶし、今までもやってきて、決してまちから反対が出ていたわけじゃない。で、一つ問題なのは、そこでたき火をしたから、そのときに出た煙で、それを近隣の方が吸い込んで体を壊したということがよくないわけでしょう。そこだけですよ、問題になるのは。彼が、今、委員が言っているけど、たき火をやっちゃいけなくなくて、毎日たき火をしていたら、それは迷惑ですよ。１年に１回、たき火を、こういうイベントをして、やるから許可するんであって、多分、毎日たき火をやると警察に出たら、警察じゃない、消防とかも、許可しないと思いますよ。毎日たき火をやらせてくれ、なんて言ったら。
　そういう話なんで、これは、ちなみに聞きたいところは、じゃあ、ここで、このイベントをやって、僕もイベントを自分でいろいろやるんだけど、そういう被害が出た、健康被害が出たときには、誰が責任を取るんですかということ。誰が責任を取ったんですかと、

今回の。取るのか、取ったのか。
○神河環境政策課長　この場合の責任、仮にそこで健康被害が生じたということであれば、それは、イベント実施者の方の責任になるかというふうに考えております。
○小林委員　いやいや、質問。
　委員長。
○桜井委員長　小林委員。
○小林委員　今回は、こういうのができて、責任を取ったんですか。取って、どうだったんですか。どういう報告が上がったんですか。責任を取って、その方に病院に行っていただいて、それなりの病院の費用をお払いしたとか、そういうことがあったんですか。
　それと、もう一つは、ここのイベントというのは、どういう保険に入っているんですか。
○桜井委員長　えっ。
　担当課長。
○神河環境政策課長　こういった苦情があったことにつきましては、イベントの主催者の方に連絡をして、注意をさせていただいております。連絡させていただいております。ですが、そのことに対して、何か当該苦情を言われてきた方に何か補償が行われたとか、そういったことはないというふうに認識しております。
○小林委員　それが困るんだよ。イベントをやって、言わばけが人が出て、何にもしなかったってというのが迷惑なんじゃない。そんなイベントをやるなとなりますよ、そうしたら、けがしちゃった人は。自分は、だって何も悪いことしていない。普通の生活をしていたら、隣でたき火やられちゃって、吸い込んで体の調子を壊したのに、私は知らないって、届出を出したからいいだろうというのがいけないんじゃないの。それはいけないことだと思うよ。イベントの実施者というのは、それなりにいろんな被害が要するに出たときには、いろいろな形で、それ、その人に対して何らかの行動をしなくちゃ駄目じゃない。何もしなくていいよなんていうことにならないじゃない。だから問題になっているんじゃないの。この、今、委員とのやり取りは、やっちゃいけないのをやったって、そういう話じゃないよ。やったことはよかった。だけれども、やったイベントによって、言わばけが人が出ちゃったと。そのけが人は、イベントのせいで出た。イベントをやったから出た。やらなかったら出なかった。やったのが悪いんですよ、だから。それを困るねというのが多分単純な質問じゃないですか。だけど、それは区として大丈夫ですよ、全部届出が出ているから、全然問題ありませんと言うんであれば、区がおかしいんじゃないの。そんなことをさ、やったら困るじゃない。けが人が出ちゃったことに対して、責任を取れないような団体にイベントをやらせちゃ駄目ということになっちゃう。そこはどう整理しているのかということ。
○神河環境政策課長　今回の件を踏まえまして、私どものほうでは、煙とかを吸って健康被害を生じたというような旨の内容のご意見を頂いたことにつきまして、私どものほうとしては、条例に基づきまして、これは注意したというような形になります。
　で、その内容について、そのことを説明させていただき、今後そういったことの生じないように改善を求めてまいりますというような形のことは苦情者の方にお伝えし、その苦情者の方から、さらに苦情が、苦情、謝罪を頂きたいとか、補償がとかというような話があれば、私どものほうから、お名前とともにお伝えするようなことはさせていただくよう

なこともあるかもしれませんけれども、今回はそこまで発展していないということでございます。
○小林委員　要は、そこは、その人だって分かっていないだろうけど、健康被害を受けちゃったというのは、やっぱり原因があるからだから、その原因を取り去らなくちゃいけないとなったときに、どうするかということは、どうするかということだよ。イベントをやるの、やらないじゃなくて、やっぱりどうするかという、そういう問題が起きちゃったという今回のイベントだったということなの。イベントをやったことが悪いんじゃない。イベントはやっていいの。だけれども、やった結果、けが人が出ちゃったということもあるし、次回やったときも、出ない保証はないよというのは困るのよ。告知すれば出ないというわけじゃないからね。煙というのは、どこへでも流れていっちゃうもんで。ましてや都心の、そんないいところでやっていれば、煙を吸っちゃうこともあるんだけど、そういうのを予想していないから、そういうときに対してどうするのかという、そこをうまく、今後のことも考えて、要するに区に、委員会にも上がってきちゃうような話なんだから、主催者といろいろな対策を話し合っていかざるを得ないなということだと思うんだけど、その辺どうでしょうか。
○神河環境政策課長　ご意見のとおりだと思います。そういったご意見も、ご意見もそうなんですけれども、私どもとしましては、仮にこれ、もし次回開催するというような形になれば、やはりイベントの実施方法については、よく改善していただかなければならないと。そのことは主催者のほうにも伝えておりますし、今後、把握したときには、私どものほうも、それに対して、必要によっては消防署等の助言なども得ながら、協議を進め、安全なイベントが開催されるように向けていきたいということでございます。
○小林委員　最後に。
○桜井委員長　小林委員。
○小林委員　イベントをやめろというのは寂しいことなんで、やっぱりうまくやれるように、楽しいことなんで。楽しいこと、都会で何にもできないじゃないかというのが一番困る。都会でも楽しいイベントは、やり続けなくちゃいけないけれども、やって、そういう事故が起きたら、今言われたように、最善の注意を払って、次回にそんなことが起きないようにやるか。できなけりゃ、やるなということなんですよ。そこはうまくやってほしい。やめろと言っているんじゃないからね。そこは本当に、いや、こういうイベント、楽しいんだから、やったら悲しむ人もたくさん出てくると思うんで、その辺はうまく、だけれども、被害者は出さないことでお願いします。
○桜井委員長　まあ、区として指導したということを書いてありますから、そういうことなんですね。
　岩田委員、ちょっとまとめていただけますか。岩田委員。
○岩田委員　区民の方が、これ、苦情を申し立てたときに、これは例外規定に当たるから問題ないんだ、伝統行事だと言われたというんですけども、それに関してはどうなんでしょう。
○桜井委員長　ちょっとごめんなさい。それは誰が言ったんですか。
○岩田委員　区の職員の方が。
○桜井委員長　区の職員が言った。

○岩田委員　じゃあ、言い直します。
○桜井委員長　はい、岩田委員。
○岩田委員　被害を訴えた方が区に問合せをしたところ、これは伝統行事だから問題ないと、そういう回答を得たというふうに聞いておりますが、それに関してはどうなんでしょうか。
○神河環境政策課長　そのようなご案内をしたのは、これは事実でございます。ですが、その後に、その解釈に誤りがあったということはお伝えして、謝罪をさせていただいております。
○岩田委員　じゃあ、次に、廃棄物等に当たらない、まきは燃料だからということなんですが、これは誰の解釈なんですか。
○神河環境政策課長　これは東京都環境局のほうに確認をさせていただきました。
○岩田委員　ある方が区に問合せをしたら、これは条文には書いていないと。そうしたら、その職員の方が、その職員がそう思うとのことでというふうにおっしゃった。つまりその人の解釈だというふうに言ったんですけど、そこはどうなんでしょうか。
○神河環境政策課長　私どもは、都条例の解釈について、東京都に対し照会をしたものでありまして、そこの回答は、それを踏まえて判断させていただいたということでございます。
○岩田委員　そして、こういう被害が出たと。それで、高齢者が多いじゃないですか。お子さんも増えている。高齢者は、肺気腫とか、そういう病気を持たれている方もいる。で、指導したというんですけど、じゃあ、今後どうするのか。煙を出さないようにやるというのは、ほぼ不可能だと思うんですね。だったら、どこか広い場所を探すのかって。千代田区ではちょっと無理だと思うんですよ。どういうふうにするのかというのは考えるべきだと思うんですが、そこはどうでしょう。
○桜井委員長　うーん……。まあ、先ほど小林委員とのやり取りの中でそこのところは答弁されていらっしゃったけど、改めて言ってください。
○神河環境政策課長　そのイベントの実施方法についてということで、改善するようにというような指導をさせていただきました。その改善としては、やはりそういった共同住宅とか、近隣に迷惑がかからないような、例えばたき火の配置であるとか、あと、より乾燥したまきを使うことによって、煙が少し抑えられるというような話もありますので、いろんな考えられる対策を総合して、その中で判断していくことになるのかなというふうに思います。
○桜井委員長　はい。来年どうするか知りませんけども、今回のことをもう一度整理をしていただいて、よく主催者の方に対してもきちっと指導ができるようにしていただいたほうがいいですね。
○岩田委員　じゃあ、最後。
○桜井委員長　最後にしていただけますか。
○岩田委員　はい。はい、最後にします。
○桜井委員長　はい。はい、最後に。岩田委員。
○岩田委員　それでしたら、来年以降ね、もしも、それでもやるというんでしたら、近隣の方、特に病気をお持ちの方、高齢者の方、お子さんがいる方、そういうところに広く意

見を伺って、どうなのかというのを聞いて、それでどういうふうに決めるかというのも、ちゃんとやったほうがいいと思います。
○神河環境政策課長　ご意見、参考にさせていただきます。
○桜井委員長　はい。
　はい。この件、よろしいですね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○桜井委員長　はい。次へ行きます。
　その他に入ります。執行機関から、その他何かありますか。
○神原環境まちづくり総務課長　年間登録制自転車駐車場の令和８年度の募集について、報告させていただきます。
　区内１６か所にございます年間登録制自転車駐車場の利用期間を、令和８年度より、４月から３月までの１年間に統一させていただきます。現在利用の方も、令和８年３月末で期限となるために、新たに申込みが必要になってまいります。
　申込み方法は、令和８年の１月２０日から２月３日の間に、新たに専用サイトからオンライン申請を受け付けますので、あらかじめ利用登録をしていただく必要がございます。
　今後、広報千代田１２月５日号で概要をご案内した後、広報千代田１月５日号や区ホームページなどを通じて詳細なご案内をさせていただきます。
　報告は以上です。
○桜井委員長　はい。
　よろしいですね、この件ね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○桜井委員長　はい。
　ほかにありますか、執行機関のほうから。
○村田道路公園課長　神田橋公園整備説明会の開催について、ご報告させていただきます。
　神田橋公園につきましては、本年７月に実施した住民意向調査の結果を踏まえ、設計を進めてまいりました。このたび整備案がまとまってまいりましたので、近隣町会の町会長や学校関係者にお集まりいただき、整備案の説明と、それを踏まえた意見交換を行う場を、本日の１８時から実施いたしますことをご報告いたします。
　以上です。
○桜井委員長　はい。
　ほかにありますか、執行機関のほうから。いいですか。はい。
　委員の皆さんからありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○桜井委員長　よろしいですか。はい。
　それでは、これをもちまして環境まちづくり委員会を終わります……
○岩田委員　その他は。
○桜井委員長　今、その他はやったじゃない。
○岩田委員　今、その他ですか。
○桜井委員長　その他、やった。
○岩田委員　その他、ある。

○桜井委員長　ある。
○岩田委員　委員長に言っていた。
○桜井委員長　どうしようか。再開すれば。ね。しょうがない。聞いていてね。
○岩田委員　すみません。
○桜井委員長　はい。ごめんなさい。委員会を再開します。
　その他で、委員の皆さんからありますか。
○岩田委員　二番町の基本計画について、どうなっているのか教えてください。
○桜井委員長　この件については、陳情等もあって、次の常任委員会のところで、陳情審査と併せて、この今まで懸案となっていたもの、また小林委員からも、この間ね……
○小林委員　報告ね。
○桜井委員長　そうですね。ございました。で、そういう与件整理だね、（発言する者あり）与件整理のね、ありましたので、次の委員会の中でやります。で、今後のスケジュール等についても、その中で、委員会、執行機関から説明をしていただくことになっておりますけども、今、基本計画と言ったっけ。
○岩田委員　うん。
○桜井委員長　が、どうなっているかという話ね。
○小林委員　じゃない。基本計画にするには与件整理が必要と。
○桜井委員長　そうそうそう。（発言する者あり）だから、その、（発言する者あり）いやいや、まだ先の話なので、そこら辺の先の話になるというスケジュール感だけ、ざくっと言っていただけますか。
○加島まちづくり担当部長　与件整理もしながら、基本計画なのか、そこら辺も、ちょっと、はい、今後の話なので。まあ、基本計画に関しては、日テレさんが行うものなので、私たちがいつとか、そういったことはちょっと言えない立場ですので……
○桜井委員長　そりゃそうだ。
○加島まちづくり担当部長　ただ、全体的なスケジュールだとか、今どう取り組んでいる、今後取り組むということに関しては、次回の委員会で報告させていただきたいというふうに思っております。
○桜井委員長　はい。
○小林委員　じゃあ、せっかく……
○桜井委員長　小林委員。
○小林委員　与件整理が大切なんで、この前質問していた中で、千代田区が整理している与件整理と日テレがやっている与件整理、日テレも与件整理しているんですか。そこのところは一致しないといけない。だから、それを与件整理したものは、与件整理した中で、取り入れられるものと取り入れられないものがあるじゃないですか、基本計画に。だから、取り入れられなくてもいいんですよ。それは、そんな全部聞けるわけじゃないし、計画にする以上は、前後左右ね、やらなくちゃいけないんで。だから、その部分の与件整理はどのようにやっているのかということを聞いているんで、千代田区の与件整理はどういうもので、日テレだとどういう与件整理の整理をしているのかというところを確認したいだけ。で、お願いします。
○加島まちづくり担当部長　次回、資料を出させていただきますので、その中で……

○桜井委員長　そりゃそうだ。
○加島まちづくり担当部長　はい。ご議論いただいたほうがよろしいかなと思います。
○桜井委員長　はい。そうしましょう。
　はい。よろしいですね。ありますか、まだ。
　岩田委員。
○岩田委員　部長が、与件整理しながら基本計画なのかみたいなような話がちょろっと今あったんですけど、第３回シンポジウムで、そこで基本計画を披露するみたいな話があったようなんですけど、それは与件整理が終わっていないのにそこで披露するというのは、おかしな話だと思うんです。まず与件整理をやってから、だと思うんですね。それで、それを、住民の意見をちゃんと聞いて、それをちゃんと公表してほしいです。で、その与件整理が全部終わってから基本計画をつくらせるべき。で、その後にみんなに披露して――あ、じゃ……。あ、そう。だから、与件整理が全て終わってから基本計画をつくらせるべきなんです。だから、与件整理とかをみんなに披露して、その後、基本計画をつくるべきなのに、同時というのはちょっとおかしいなと思うんですよね。で、学識経験者の声とかはもちろんいいんですけど、区民の声をもうちょっと聞いてほしいですね。あと、年代別に均等に意見を聞くというのもあったんですけども、そうすると、意見を言いたい人が言えなくなる可能性がある。例えば番町だったらお年寄りの方が多い。だったら、高齢者の方の意見が多いのは当たり前で、そういうのはちゃんと考えていただきたいなと思います。
○桜井委員長　はい。ご意見として、今日は頂きます。で、第３回のシンポジウムですか、についてのことについても、まだお示しをこの場ではしていませんので、そのことも含めて、今、岩田委員がご指摘をされたことも、その中で議論をしたいと思います。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　はい。
　それでは、環境まちづくり委員会はこれで閉会します。お疲れさまでした。

午後０時４９分閉会